

政令第三百三十四号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの」を「次に掲げる防火対象物又はその部分」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 別表第一(十五)項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの
- 二 別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

理由

消防法施行令別表第一(十五)項に掲げる防火対象物について、火災予防の実態に即した適切な規制を課すため、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に関し特例を定めることができることとする必要があるからである。